

農地の転用には許可が必要です

☎委員会事務局(庁舎3階) 担当:松岡玲平 ☎43-0528

農地をほかの用途に使えるようにすることを「農地転用」といいます。国土が狭く食糧自給率の低い日本では、食糧生産基盤である農地を守るために、農地転用に対し農地法による規制がかけられており、農地を駐車場や資材置場にしたり、倉庫や住宅を建てたりするには、「農地転用」の許可（市街化区域内は、届出）が必要です。



対象となる農地について

登記地目が農地(田・畑・牧場等)である土地のほか、登記地目が農地でなくても現在農地として耕作されている土地も対象になります。許可を受けずに農地転用すると、農地法違反となり、県知事から工事の中止や原状回復を命じられたり、3年以下の懲役や300万円以下の罰金が科されたりする場合があります。

農地パトロールを実施しています

農業委員会では、毎年、農地パトロールを実施し、無断転用地や耕作放棄地を調査し、所有者や耕作者に指導を行っています。「農地の耕作ができない」、「近くに耕作放棄地があって困っている」といった方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員、または委員会事務局にご相談ください。

農業振興地域内の農用地の転用を検討している方へ

市内の農地の多くは、農業振興地域における「農用地区域」に含まれます。農用地区域内の農地を転用する場合、農用地区域から除外する手続きが必要です。農用地区域内に含まれているかどうかは農政課で確認できますのでお問い合わせください。

☎産業振興部農政課(庁舎3階) 担当:大橋公樹 ☎43-0518

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者が国民年金に上乗せして任意加入できる公的年金制度。積立方式・確定拠出型年金で、掛金は月20,000～67,000円の間で自由に選択・変更でき、加入・脱退も自由です。

加入要件 次の①～③の全てを満たす方

- ①20歳以上60歳未満であること
- ②国民年金の第1号被保険者であること
 - ※厚生年金保険、共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方
- ③年間60日以上農業に従事していること
 - ※加入に関する詳細は、委員会事務局にお問い合わせください。

☎委員会事務局(庁舎3階) 担当:松岡玲平 ☎43-0528

医療費の限度額適用について

国民健康保険

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当者:宮田麻央 ☎43-0500

限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証といいます。)を取得し、健康保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月あたりの窓口での支払い額は、自己負担限度額が適用されます。

認定証の有効期限について □認定証の有効期限は、毎年7月31日です。 ※前年度から継続して交付を希望する方も手続きが必要です。 ※令和3年7月31日までに75歳になる方は、後期高齢者医療制度に移行するため、「誕生日の前日まで」が有効期限になります。引き続き、後期高齢者医療制度における認定証を希望される方は、お問い合わせください。 ※適用開始日は、申請月の初日からです。また、月をさかのぼっての適用はできません。	認定証の交付について □認定証の交付を希望される方は、保険医療課で申請してください。 持ち物 ①健康保険証、②印鑑(スタンプ印不可) ※認定証の交付は、世帯員全員が国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方に限ります。 ※対象の方と別世帯に属する方が申請する場合は、委任状が必要です。委任状の様式は、市ホームページにあります。 ※自己負担限度額は、年齢や所得など、世帯の状況によって異なります。
---	---

表1…70歳未満の方の自己負担限度額(同じ人が同じ月内に同じ医療機関で支払う自己負担限度額)

	適用区分	3回目まで	多数回 ※1	入院時の食事代(1食あたり)
ア	所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×0.01	140,100円	460円
イ	所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×0.01	93,000円	
ウ	所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01	44,400円	
エ	所得210万円以下 ※2	57,600円	44,400円	210円 ※3
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

表2…70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(同じ月内に支払う自己負担限度額)

	自 己 負 担 割 合	適 用 区 分	外 来 (個 人 ご と)	外 来 + 入 院 (世 帯 ご と)	入 院 時 の 食 事 代 (1 食 あ た り)
現 役 並 み 所 得 者	3 割	Ⅲ 住 民 税 課 税 所 得 6 9 0 万 円 以 上 の 方	252,600円+(医療費-842,000円)×0.01 [多数回 ※1 140,100円]		460円
		Ⅱ 住 民 税 課 税 所 得 3 8 0 万 円 以 上 の 方	167,400円+(医療費-558,000円)×0.01 [多数回 ※1 93,000円]		
		Ⅰ 住 民 税 課 税 所 得 1 4 5 万 円 以 上 の 方	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 [多数回 ※1 44,400円]		
一 般	2 割	住 民 税 課 税 所 得 1 4 5 万 円 未 満 の 方	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 [多数回 ※1 44,400円]	210円 ※3 100円
住 民 税 非 課 税 世 帯		Ⅱ 住 民 税 非 課 税 世 帯	8,000円	24,600円	
		Ⅰ 住 民 税 非 課 税 世 帯 ※4		15,000円	

- ※1 過去12か月以内に上限額に達した月が3回ある場合の4回目以降は、多数回となり、以後の自己負担限度額が下がります。
- ※2 住民税非課税世帯を除きます。
- ※3 過去12か月以内の入院日数(住民税非課税世帯の期間)が90日を超える場合、91日目からの額が、160円になります。適用には、別途申請が必要です。
- ※4 世帯主、および被保険者の各所得が、必要経費、控除を差し引いたときに0円になる方をいいます。

－ 留意事項 －

70歳以上75歳未満の方で「現役並み所得者のⅠ・Ⅱ」、または「住民税非課税世帯のⅠ・Ⅱ」に該当する世帯に属する方に認定証をお渡ししています。「現役並み所得者Ⅲ」、または「一般」の方は、医療機関等の窓口で健康保険証と高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額が適用されます。